《マイナンバーカード・健康保険証の加算について》

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めており

・オンライン資格確認　及び

・患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

診療報酬算定要件に従い、2024年12月1日から下記の通り算定いたします。

診察	加算名称	点数
初診	医療情報取得加算 （マイナカードの利用の有無にかかわらず）	1 点
再診 （3 ヵ月に 1 回）	医療情報取得加算 （マイナカードの利用の有無にかかわらず）	1 点